

改正案 (R1.10 改正)

農業土木工事施工管理基準

第1～第5 [略]

別表第1～別表第2 [略]

別表第3 品質管理

1 コンクリート関係

(1) コンクリート材料

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コンクリート	(2) 施工	25 単位水量測定	1. 水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100m <sup>3</sup> 以上施工するコンクリート工を対象とする。 2. エアメーター法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を工事監督員に提出するものとする。 また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。	100m <sup>3</sup> 以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)、重要なコンクリート構造物の場合は重要度に応じて100～150m <sup>3</sup> 毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※対象(重要なコンクリート構造物)は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(プレキャスト製品は除く。)、内空断面が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(PCは除く。)、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。
		26 スランブ試験	JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき
		27 空気量試験	JIS A 1128 他	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき

現 行

農業土木工事施工管理基準

第1～第5 [略]

別表第1～別表第2 [略]

別表第3 品質管理

1 コンクリート関係

(1) コンクリート材料

工種	区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)基準
コンクリート	(2) 施工	25 単位水量測定	1. 水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当たりコンクリート種別毎の使用量が100m <sup>3</sup> 以上施工するコンクリート工を対象とする。 2. エアメーター法又はこれと同程度、若しくは、それ以上の精度を有する測定機器を使用するものとし、施工計画書に記載するとともに、事前に機器諸元表、単位水量算定方法を工事監督員に提出するものとする。 また、使用する機器はキャリブレーションされた機器を使用するものとする。	100m <sup>3</sup> 以上の場合:2回/日(午前1回、午後1回)、重要なコンクリート構造物の場合は重要度に応じて100～150m <sup>3</sup> 毎に1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 ※対象(重要なコンクリート構造物)は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(プレキャスト製品は除く。)、内空断面が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(PCは除く。)、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門とするが、当該事業において重要なコンクリート構造物と位置付けられる場合は、対象とするものとする。
		26 スランブ試験	JIS A 1101	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき
		27 空気量試験	JIS A 1128 他	圧縮強度試験用供試体採取時及び荷卸し時に品質変化が認められたとき

農業土木工事施工管理基準の一部改正について

改正案 (R1.10 改正)			現 行		
(参考) 規格値	管理方式	処 置	(参考) 規格値	管理方式	処 置
<p>1. 測定した単位水量が配合設計±15kg/m<sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2. 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m<sup>3</sup> を超え±20kg/m<sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後配合設計±15kg/m<sup>3</sup> 以内で安定するまで運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>なお、「15kg/m<sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、<b>2回連続して15kg/m<sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。</b></p> <p>3. 配合設計±20kg/m<sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。<b>その後の配合設計±15kg/m<sup>3</sup> になるまで、全運搬車の測定を行う。</b></p> <p>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p> <p>ただし、示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165kg/m<sup>3</sup>を基本とする。</p>			<p>1. 測定した単位水量が配合設計±15kg/m<sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2. 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m<sup>3</sup> を超え±20kg/m<sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後配合設計±15kg/m<sup>3</sup> 以内で安定するまで運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p><b>[新設]</b></p> <p>3. 配合設計±20kg/m<sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。<del>その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m<sup>3</sup> 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m<sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量測定を行う。</del></p> <p>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p> <p>ただし、示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165kg/m<sup>3</sup>を基本とする。</p>		
<p>2.5 cm …………… ⊕1.0 (cm)</p> <p>5 cm及び6.5 cm …… ⊕1.5</p> <p>8 cm以上18 cm以下 … ⊕2.5</p> <p>21 cm …………… ⊕1.5</p>			<p>2.5 cm …………… ⊕1.0 (cm)</p> <p>5 cm及び6.5 cm …… ⊕1.5</p> <p>8 cm以上18 cm以下 … ⊕2.5</p> <p>21 cm …………… ⊕1.5</p>		
<p>指定値 ⊕1.5%</p>			<p>指定値 ⊕1.5%</p>		





改正案 (R1.10 改正)

現 行

## 引用文献

1. 土木工事施工管理基準

(平成31年4月) 農林水産省農村振興局整備部設計課

2. 土木工事施工管理基準の手引き

(平成26年3月) 農林水産省農村振興局整備部設計課

## 引用文献

1. 土木工事施工管理基準

(平成29年4月) 農林水産省農村振興局整備部設計課

2. 土木工事施工管理基準の手引き

(平成26年3月) 農林水産省農村振興局整備部設計課